

工事等に係る最低制限価格制度の事務手続について

平成20年2月21日決裁

平成24年3月14日改正

平成31年4月 5日改正

最終 令和 7年8月 1日改正

遠軽町財務規則（平成17年遠軽町規則第44号。以下「規則」という。）第130条に規定する最低制限価格を設ける契約（以下「最低制限価格制度」という。）の事務手続について、次のとおり定める。

第1 目的

契約の内容に適合した履行の確保及びダンピング受注の防止を図るため、町が発注する工事の請負並びに工事に係る設計、測量及び地質調査等の委託業務（以下「工事等」という。）の契約に係る最低制限価格制度の事務手続を定める。

第2 対象工事等

対象工事等は、別に定める。

第3 最低制限価格制度

1 最低制限価格の設定

町長は、別に定める基準に基づき、工事等の契約ごとに次に掲げる範囲内で最低制限価格を設定するものとする。

- (1) 工事については、予定価格の10分の7.5から10分の9.2の範囲
- (2) 設計（土木）及び設計（建築）については、予定価格の10分の6から10分の8.1の範囲
- (3) 測量については、予定価格の10分の6から10分の8.2の範囲
- (4) 地質調査については、予定価格の3分の2から10分の8.5の範囲

2 入札参加者への周知

町長は、最低制限価格を設定したときは、規則第122条に規定する入札の公告又は規則第139条に規定する通知の際、最低制限価格を設定している旨を記載するほか、入札参加者に対し、入札心得の条文を熟読することを促すとともに、現場説明及び入札執行の際に次のことを説明するものとする。

- (1) 最低制限価格を設定していること。
- (2) 最低制限価格に満たない入札を行った者は、最低価格の入札者であっても落札者とならないこと。

第4 その他

この事務手続に係る事務処理については、別に定めるものとする。